

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示について

当訪問看護ステーションでは、在宅療養を行っているご利用者様の診療情報等について、連携機関（他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業所もしくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業者もしくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等）とＩＣＴ（情報通信技術）を用いて共有し、常に確認できる連携体制をとっています。

訪問看護医療情報連携加算 1,000円 （月1回）

< 施設基準 >

- ・ 利用者の診療情報等について医療機関とICTを用いて共有し、常に確認できる体制を有すること
- ・ 記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- ・ 診療情報等の共有は利用者が同意した者のみにおいて行われること。
- ・ 参加者の範囲が随時設定可能であること。
- ・ 参加者が診療情報等を常時閲覧取得可能で利用者ごとに時系列で速やかに表示されるICTを用いること。
- ・ 参加者が常時必要な診療情報等を共有できること。
- ・ 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携において、SNSを利用する際に気をつけるべき事項」におけるプライベートSNSに係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。

< 連携機関 >

奈良県立医科大学附属病院 ちゅうわ往診クリニック へいせいたかとりクリニック 木下医院
訪問看護ステーションあおい ケアプランセンターユーティー檀原

令和8年6月1日
株式会社UTケアシステム
ユーティー訪問看護ステーション
管理者 霜辻 悦子